

ID: 219

担当部署: まちづくり部 交通課

処分の概要	駐車場使用料の免除		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市駐車場条例 第9条		
例 規 番 号	平成13年条例第134号		
【根拠条文】 (使用料の免除) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合は、使用料を免除することができる。 (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車 (2) 当該駐車場の付近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他緊急を要する公務を行うため使用する自動車 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認める自動車 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日